

# 「(仮称) 草津市協働のまちづくり条例」策定方針

## 1. 条例策定の趣旨

草津市では平成20年に協働のまちづくりの理念を共有することを目的に「草津市協働のまちづくり指針」を策定し、市民相互で、また市民と行政とが協働を進めることにより、住民自治を再構築する方向性を明らかにしました。

その中で、市民とは市民個人・地域コミュニティ・市民公益活動団体・大学や企業などを含める概念として定義しており、協働のまちづくりを進めていくためには、草津に住み、働き、学ぶすべての人たちがそれぞれの責任と役割を分担しながら、共通の目的の達成に向けて取り組んでいかなければなりません。

そのために、今後地域のまちづくりをリードする組織であるまちづくり協議会の位置づけを明確にするとともに、まちづくり協議会の基盤となる組織である地域コミュニティの活性化を推進することで、地域のつながりを確かなものとしていく必要があります。また、公共サービスの充実を図ることなどを目的とした行政との協働事業の実施主体である市民公益活動団体の位置づけや、支援の在り方などを整理しつつ、「草津市協働のまちづくり指針」から市民との協働理念の共有をさらに深め、市民公益活動を一層推進するため、「(仮称) 草津市協働のまちづくり条例」の制定を目指します。

## 2. 条例の内容

条例には、持続可能なまちづくりを進めるための協働に関する理念や、ルール、まちづくり協議会等の位置づけや役割、地域コミュニティの活性化を推進するための措置の他、協働事業を進めるために必要となる市民公益活動団体の位置づけや市の支援等を盛り込みます。

### □条例に盛り込む主な項目（案）

- 協働に関する理念
- 各主体（市民、まちづくり協議会、市民公益活動団体、市など）の役割
- まちづくり協議会の位置づけ
- 地域コミュニティの活性化（町内会の加入促進、設立、地域のボランティア活動の推進など）
- 市民公益活動団体（NPO、ボランティア団体など）の位置づけ、活動の推進
- まちづくり協議会、市民公益活動団体などへの支援方策
- まちづくり協議会、市民公益活動団体などと市との協働推進方策

### 3. 策定スケジュール（予定）

#### 平成24年

5月～	条例策定方針決定
6月～10月	条例検討委員会の発足 骨子案の審議
11月～12月	項目毎の審議

#### 平成25年

1月～3月	項目毎の審議
4月～7月	条例素案の総括審議
8月～9月	パブリック・コメント実施
10月～	原案策定
11月～12月	議案提出・審議

#### 平成26年

1月～3月	条例の周知
4月～	条例施行

### 4. 条例制定に向けた体制

#### □草津市協働のまちづくり条例検討委員会

10名で構成され、それぞれの専門的な立場から、条例の検討・審議を行う。

##### 【検討委員の構成】

- |               |    |
|---------------|----|
| • 学識経験者       | 2名 |
| • まちづくり協議会の代表 | 1名 |
| • 自治連合会の代表    | 1名 |
| • 社会福祉協議会の代表  | 1名 |
| • 経済団体        | 1名 |
| • 市民公益活動団体    | 2名 |
| • 公募市民        | 2名 |

#### □草津市協働のまちづくり推進本部会議、幹事会議

庁内における推進体制として市長を本部長として部長級職員で構成する「草津市協働のまちづくり推進本部会議」および副部長級職員で構成する幹事会で総合的な取組みの検討や、部局間の連絡調整を行います。

## 5. 条例のプロセス

条例の策定にあたっては、条例の性格を考慮し、外部委員（公募委員含む）によって構成する検討委員会を設置します。

- ① 委員委嘱について
  - 学識経験者、関係団体などに検討委員会委員のお願い
  - 無作為抽出した20歳以上の市民500人を対象に委員の募集
- ② 草津市協働のまちづくり条例検討委員会の開催
  - 条例の研究や、他市事例の研究
  - 条例に盛り込むべき項目の検討
- ③ 庁内等協議の実施
  - 条例策定に向けた庁内会議での協議や、議会との協議
  - 事務局にて、法規担当者とともに条例案の法的整理作業を実施
- ④ 条例案の公表
  - パブリック・コメントの実施
- ⑤ 条例案を平成25年11月議会に提案
- ⑥ 条例施行（平成26年4月1日予定）